

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2341号)

令和3年2月18日

横情審答申第2341号

令和3年2月18日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年12月4日教高第1182号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、又は受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）のすべて
(2) (1)の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で、高校の直近2件分 (1)については非開示決定通知書、(2)については開示決定通知書および一部開示決定通知書のみを対象とします。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1) 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、又は受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）の（高校分の）すべて (2) (1)の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で、高校の直近2件分 (1)については非開示決定通知書、(2)については開示決定通知書および一部開示決定通知書のみを対象とします。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1) 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、又は受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）の（高校分の）すべて (2) (1)の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で、高校の直近2件分 (1)については非開示決定通知書、(2)については開示決定通知書および一部開示決定通知書のみを対象とします。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年8月24日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件審査請求文書は、横浜市立高等学校（以下「市立高校」という。）に係る事故報告書、体罰に関する報告書及びいじめ認知報告書（これらの報告書を総称して、以下「体罰報告書等」という。）の開示を求める請求に対して条例第9条を適用した非開示決定通知書並びに条例第10条第1項を適用した開示決定通知書及び一部開示決定通知書である。

本件審査請求を受け、市立高校に係る体罰報告書等の開示を求める請求が存在する

か、又は、不服申立てに係る保存文書に体罰報告書等が存在するか探索したが、これらの報告書を求める開示請求及びこれらの報告書に係る不服申立ては確認することができなかった。

よって、市立高校に係る体罰報告書等に関する開示請求及び不服申立てを受け付けておらず、又は保存期間の経過により既に廃棄済みであることから、本件審査請求文書は保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定処分を取消し、開示請求書に係る行政文書欄記載の文書を開示するとの決定を求める。
- (2) 本事業の非開示決定は「開示請求を受けていないから行政文書は作成していないこと」を決定の原因理由としている。

開示請求書の提出を受けているか否かは、情報公開条例に定められている受付箇所に当該開示請求書の提出の有無を確認することが、客観的・合理的かつ具体的な検索手段であって、内部のみの探索結果を示しただけでは、恣意的判断と受け止められるおそれが生じ、信用性にかける理由付記となるから、併せた検索手段を経由した事実認定を行うべきであった。

- (3) 本事案の開示請求書は、10条1項を適用した事例、9条を適用した事例の行政文書の開示請求を対象文書として開示を求めていることからみて、ただ単に「情報公開請求を受けていない」とする非開示原因理由が9条を対象とした原因理由であるとするならば、それは誤りである。
- (4) 年度別の受付状況とその処理結果を明らかにして、9条を適用した事例が無いことを客観的・合理的かつ具体的に証明することが、非開示決定理由付記の適正な理由付記となるのである。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について

ア 条例に基づく開示請求を受けると、実施機関は、原則として、開示請求日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行い、その結果を開示決定通知書等により遅滞なく請求者に通知しなければならない。この開示決定等に係る起案文書は、

横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（共通）において「開示決定等関係書類」として1年保存と定められている。

また、この開示決定等に対して不服申立てがなされた場合、当該不服申立てに係る文書については「不服申立て等争訟関係書類」として30年保存と定められている。

イ 条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これを存否応答拒否という。この規定は、行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定を行うという原則の例外措置として定められたものであり、存否応答拒否を行う場合には、条例第10条第2項の非開示決定を行う。

ウ 条例第10条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」と規定している。実施機関は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を開示請求者に送付する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、市立高校に係る体罰報告書等の開示請求に対して条例第9条を適用した非開示決定通知書のすべて及び条例第10条第1項を適用した開示決定通知書又は一部開示決定通知書のうち直近2件分である。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、体罰報告書等に係る開示請求が存在するか、又は不服申立てに係る保存文書に本件審査請求文書が存在するかを探索したが、体罰報告書等の開示請求も体罰報告書等の開示請求に係る不服申立ても確認することはできなかつたと説明している。

イ 実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、毎月、情報公開制度運用状況の報告として当審査会に一覧表の形式で報告が行われている。また、条例第9条を適用して非開示とする存否応答拒否処分については、特に慎重を期す必要があるこ

とから、存否応答拒否処分を行ったときは、実施機関はその詳細を当審査会に報告しなければならないこととされており、やはり当審査会に報告されている。

そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、条例第9条を適用して非開示とした決定については存否応答拒否処分の報告を、条例第10条第1項を適用して開示及び一部開示とした決定については情報公開制度運用状況の報告を確認することとした。

(ア) まず、本件開示請求が平成29年8月10日に行われ、上記(1)のとおり本件審査請求文書の保存期間が1年であることから、平成27年4月以降の存否応答拒否処分の報告を見分したところ、教育委員会事務局指導部高校教育課（平成27年度当時。以下「高校教育課」という。）による体罰報告書等に係る存否応答拒否処分は確認することはできなかった。また、不服申立てが行われた場合など、上記保存期間を超えて写しが保存されていることも考えられるので、念のため平成26年度以前の存否応答拒否処分の報告についても見分したが、確認することはできなかった。

(イ) 次に、(ア)と同様に情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、高校教育課に対する体罰報告書等の開示を求める請求は確認することはできなかった。

ウ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年12月4日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年12月19日 (第310回第一部会) 平成29年12月21日 (第225回第三部会) 平成29年12月22日 (第328回第二部会)	・諮問の報告
平成30年1月23日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年10月15日 (第262回第三部会)	・審議
令和2年11月19日 (第263回第三部会)	・審議
令和2年12月17日 (第264回第三部会)	・審議
令和3年1月21日 (第265回第三部会)	・審議